

**審判活動を行うための第二登録**  
 所属都道府県サッカー協会以外で審判活動を行うための第二登録について

■2010年4月1日より施行されます

2010年度審判員登録をされた方から申請することができます。

○審判員の皆さんから次のような問い合わせを受けることがあります。

Q) 現在、A協会を通して4級審判員の資格を持っており登録しているのだが、B協会が所管する試合でも審判活動を日常的にすることはできないだろうか？

Q) 自分は高校のOBチームを通してC協会に4級審判員として登録しているが、大学の同好会チームでD協会が所管する試合でも審判活動を日常的にすることは可能か？

このような方々が**2つ以上の協会**で**日常的に審判活動ができるようにするための制度**です。

\* 都道府県サッカー協会が所管する試合で審判活動をするための制度です

\* S/F2級, 女子1級, S/F1級審判員が地域協会や日本協会が所管する試合で審判活動をする場合は、この制度の対象とはなりません。

\* 審判資格を継続(更新)するためには、現在所属している都道府県サッカー協会での手続きが必要となります。**第二登録サッカー協会での審判資格更新の申請はできません**のでご注意ください。

**登録協会以外で審判活動を行うため第二登録の手続きの流れ**

